

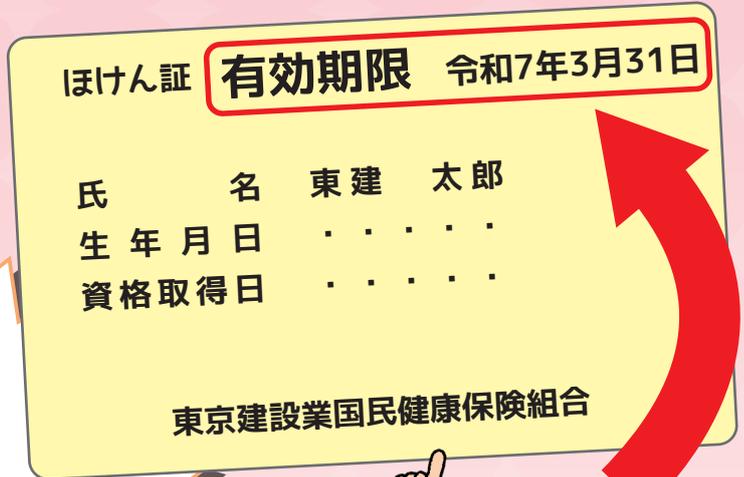
東建国保から加入者のみなさまへ

令和6年12月2日以降、
保険証の新規発行ができなくなります。

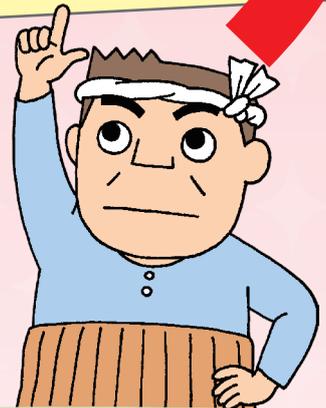
令和6年12月2日以降は どーなるワ?



お手元の保険証は
令和7年3月31日まで
使えます!



有効期限をチェック!



- ◆令和6年12月2日時点で有効な保険証は、有効期限（令和7年3月31日）まで引き続きお使いいただくことができます。
- ◆有効期限が切れるまでは、誤って破棄しないようご注意ください。
- ※令和7年3月31日までに後期高齢者医療制度に移行される予定の方は、有効期限が異なります。
- ※令和6年12月2日以降、「マイナ保険証（保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード）」をお持ちでない方が、「新たに資格を取得した」「住所を変更した」などの場合、「資格確認書」を発行します。資格確認書は今までの保険証と同じようにお使いいただけます。
- ※令和7年4月1日以降は、マイナ保険証の保有状況により令和7年3月に資格確認書などを一斉発行します。

資格取得や喪失、住所変更などの手続きは、今までどおり届け出が必要です。
14日以内に所属の組合までお手続きをお願いします。

●マイナンバーカードに関するお問い合わせ
フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178



●マイナンバーカードの
健康保険証利用について
(厚生労働省ホームページ)



東京建設業国民健康保険組合 業務課 ☎03-6455-1502